

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月13日（平成28年（行情）諮問第16号）

答申日：平成29年11月1日（平成29年度（行情）答申第279号）

事件名：「日米防衛協力のための指針」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月30日付け防官文第15428号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていないければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合

にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙に掲げる行政文書を特定した。

本件開示請求に対し、法11条を適用して平成27年9月30日まで開示決定等の期限を延長し、まず、同年6月30日付け防官文第10438号により「日米防衛協力のための指針」の和文及び英文について開示決定処分を行い、同年9月30日付け防官文第15428号により、本件対象文書につき、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、原処分に対して異議申立てが提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

- (1) 別紙中、4の全部については、外務・防衛当局間での検討・協議過程が記載されており、これを公にすることにより、国の機関の内部又は相互間における検討・協議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとともに、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。

- (2) 別紙中、6の発言部分のうち、21行目以後の全てについては、公にしないことを前提とした政府部内の検討に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。

(3) 別紙中、7の件名、通数及び内容の全部については、公にしないことを前提とした米国とのやりとりや政府部内の検討に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するとともに、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあることから、同条5号に該当するため不開示とした。

### 3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分における特定文書のうち別紙の7以外の文書の電磁的記録はPDF形式であり、それ以外の電磁的記録は保有しておらず、別紙の7については電磁的記録を保有していないことから紙媒体を特定している。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、異議申立人から開示の実施の申出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法第5条該当性を十分に検討した結果、その

一部が上記2のとおり同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 平成29年10月10日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる行政文書である。

異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書は、「『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）」に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全てであり、これに該当する文書として別紙に掲げる行政文書を特定した。

イ 別紙の1ないし6については、その原稿を防衛省内部部局の担当者が電磁的記録として作成したが、作成後に改ざん防止の観点から、紙媒体及びPDF形式の電磁的記録で保存することとし、原稿である電磁的記録については廃棄した。

ウ 原処分に当たり、防衛省内部部局において、書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、PDF形式以外の本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

エ 本件異議申立てを受け、防衛省内部部局において、再度、上記ウと同様の探索を行ったが、本件対象文書以外に電磁的記録の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書については、PDF形式以外の電磁的記録は保有してい

ない旨の諮問庁の上記（１）の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

（１）別紙の４は、「日米防衛協力のための指針」についての想定問答の形式でまとめられた文書であり、「日米防衛協力のための指針」に係る様々な論点について政府部内で協議・検討した内容等が記載されている。

当該文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該文書は「日米防衛協力のための指針」に係る様々な論点について暫定的な考え方を整理したものであるとのことであった。

当該文書は、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや政府部内の当該問題に対する考え方等について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法５条５号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（２）別紙の６の不開示部分には、非公開の場である日米防衛協力のための指針の見直しに関する検討委員会における、防衛省として検討すべき課題や検討に当たっての体制等についての出席者による発言内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、今後の同種の非公開の会合における防衛省内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法５条５号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（３）不開示とされた別紙の７には、日本の平和及び安全に関連する緊急事態等における自衛隊及び米軍の具体的な運用等に関する情報が記載されている。

当該文書は、その件名及び件数を含め、これを公にすることにより、我が国及び米国の防衛体制並びに日米間で検討した相互協力の内容が明らかとなり、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条3号及び5号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

- 1 新「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）について 平成27年4月
- 2 大臣会見用想定（「2+2」後 新ガイドライン関連）
- 3 大臣会見用想定（閣議後会見 ガイドライン期限見直し関連）
- 4 新ガイドライン基本想定
- 5 （お知らせ）第1回「日米防衛協力のための指針の見直しに関する検討委員会」の開催について（平成26年7月17日。防衛省）
- 6 第1回日米防衛協力のための指針の見直しに関する検討委員会（議事録）
- 7 開示請求された「『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」に係る行政文書のうち、上記1から6まで以外の行政文書